

函 市 民

令和8年(2026年)6月2日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 国民健康保険料還付請求事件について
- 2 証明書の誤配による個人情報の漏えいについて

(国保年金課)

電話 21-3150

(戸籍住民課)

電話 21-3168

国民健康保険料還付請求事件について

1 原告

函館市内在住の70歳代の男性

2 被告

函館市

3 訴状の提出日等

- (1) 訴状提出日 令和8年(2026年)4月27日
(函館簡易裁判所が同日受付)
- (2) 裁判所訴状送達日 令和8年(2026年)5月20日
- (3) 函館市訴状受付日 令和8年(2026年)5月22日

4 訴状の内容

令和7年度国民健康保険料の額は、令和7年(2025年)1月から12月までの1年間の所得を基に算定されるべきであり、同主張により算定した額と、原告が支払済みの保険料との差額である3万5,930円の還付を求める。

5 口頭弁論期日

令和8年(2026年)6月16日(火)午前10時30分
(函館簡易裁判所)

6 その他

- (1) 原告は、本件につき、令和7年(2025年)6月23日付けで北海道国民健康保険審査会に対し本件処分に係る審査請求を行ったが、令和8年(2026年)1月28日付けで本件審査請求を棄却する旨の裁決がされたもの。
- (2) 本訴訟に対し、市は応訴する。

証明書の誤配による個人情報の漏えいについて

1 概要

令和8年(2026年)5月22日(金)付けで請求者が同封した返信用封筒により返送した除籍全部事項証明書(以下「証明書」という。)について、別人の証明書が届いたとして、配達先の方から5月26日(火)に戸籍住民課に電話連絡があり、日本郵便株式会社(以下「郵便事業者」という。)による誤配があったことが判明した。

同日、証明書を回収した際、封書が開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

- (1) 誤配のあった証明書の件数 1件
- (2) 証明書に記載の個人情報等 氏名, 本籍, 生年月日等

2 原因

郵便事業者の職員が配達する際の確認不足により、誤配したことを確認した。

3 本市の対応

5月27日(水)、市担当職員と郵便事業者が請求者宅を訪問し、郵便事業者から誤配についての経過の説明と謝罪を行い、証明書を手渡した。

また、郵便事業者に対して、市の郵便物については、個人情報が含まれていることが多々あることから、改めて細心の注意を払うよう求めた。